



世界をリードする
グリーン成長国家の実現

東日本大震災以降の環境行政

平成24年4月25日
中央環境審議会第17回総会

. 東日本大震災以降の新しいミッション

環境省の東日本大震災への対応

「マイナスをゼロにする取組（復旧）」と
「ゼロからプラスを生み出す取組（復興）」

復旧

ガレキ（災害廃棄物）などの迅速な処理
除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理
被災ペットのケア



復興

「三陸復興国立公園」構想による
水産・観光業の振興と地域再生・活性化
東北の最先端の循環ビジネス拠点化
災害に強く効率的なエネルギー供給
（分散型電源、節電）



原子力

原子力安全・保安院を経済産業省から分離。
その他、各省庁の業務を移管し、原子力規制
行政を一元化。できる限り早い設置を目指す。
原子力安全行政への信頼回復と機能向上を
目指す。

災害廃棄物の処理

災害廃棄物撤去の事例(仙台市若林区)

災害廃棄物の発生量
 岩手県:約476万t(約11年分)
 宮城県:約1,569万t(約19年分)

住民の生活している場所の近くの災害廃棄物は、仮置場に概ね撤去された。



撤去前(3/13)

撤去後(5/12)

仮置場の災害廃棄物は、平成26年3月末までを目途として処分を行う。

工程表(全体版)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;"> <p>災害廃棄物の仮置場への移動</p> <p>(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</p> </div> <div style="width: 50%; border-top: 1px dashed black;"> <p>(その他の災害廃棄物)</p> <p>一部市町村については個別に目標を定めており、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了</p> </div> </div>												
中間処理・最終処分	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>(中間処理・最終処分)</p> </div> <div style="width: 35%; border-top: 1px dashed black;"> <p>(木くず、コンクリートくずの再生利用)</p> </div> </div>												

災害廃棄物の広域処理

地震による大規模な津波により
膨大な災害廃棄物が発生

岩手県：約476万t(約11年分)
宮城県：約1,569万t(約19年分)

各県において1年で排出される
一般廃棄物の量と比較

被災地の復旧・復興の
ためには、災害廃棄物
の迅速な撤去・処理が
大前提

被災地で仮設焼却
施設等を設けて処
理を実施している
が、なお処理能力
が不足

災害廃棄物処理のスケジュール

平成24年3月末：仮置場への移動
平成26年3月末：中間処理・最終処分

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針
(平成23年5月：マスタープラン)

広域処理
が必須

放射性物質汚染対処特措法に基づく今後の取組について

基本方針の閣議決定 (平成23年11月11日)

環境省を中心とした関係府省による実施体制確立 (平成23年11月18日)

地域指定の要件、処理の基準等の政省令制定 (平成23年12月上旬まで)

除染

廃棄物

除染特別地域の指定
(警戒区域・計画的避難区域)

重点調査地域の指定
(追加被ばく線量年1mSV以上)

対策地域の指定
(警戒区域・計画的避難区域)

3次補正 国直轄:約1500億円 地方分:約1000億円

国直轄除染事業の準備

市町村における
準備作業

国直轄処理事業の準備

平成24年1月:
特措法全面施行

先行除染
国による

国の除染実施計画
策定

市町村等の除染
実施計画策定

国の処理計
画策定

指定廃棄物の
指定 (8000Bq/kg超)

平成24年4月:
現地体制拡充

仮置場の確保

24年度予算当初要求 約4500億円

国による
本格除染開始

市町村による
本格除染開始

国による対策地域内廃棄物
・指定廃棄物の処理

平成27年

中間貯蔵施設の確保・仮置場から搬入開始

除染の目標

年間20mSV以上の地域の目標
当該地域を段階的かつ迅速に縮小。

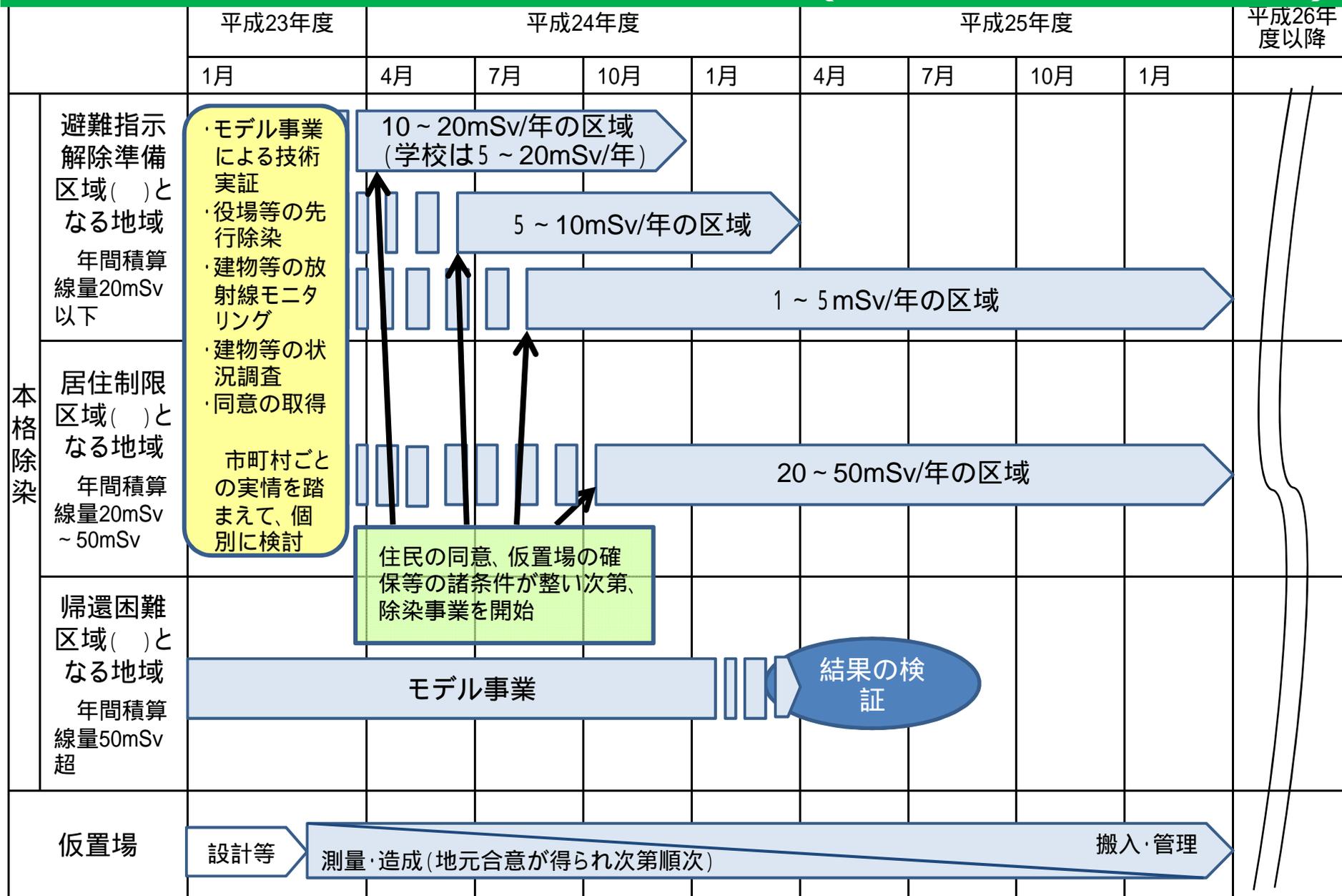
年間20mSV未満の地域の目標

- ア 長期的な目標として年間追加被ばく線量1mSV以下。
- イ 平成25年8月末までに、平成23年8月末比で、年間追加被ばく線量を約50%減。
- ウ 子どもの生活環境を優先的に除染し、平成25年8月末までに、平成23年8月末比で、子どもの年間追加被ばく線量を約60%減。

年間追加被ばく線量が特に高い地域以外の直轄地域の目標

平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、仮置場へ逐次搬入

新たな避難指示区域ごとの除染工程表（平成24年1月26日発表）

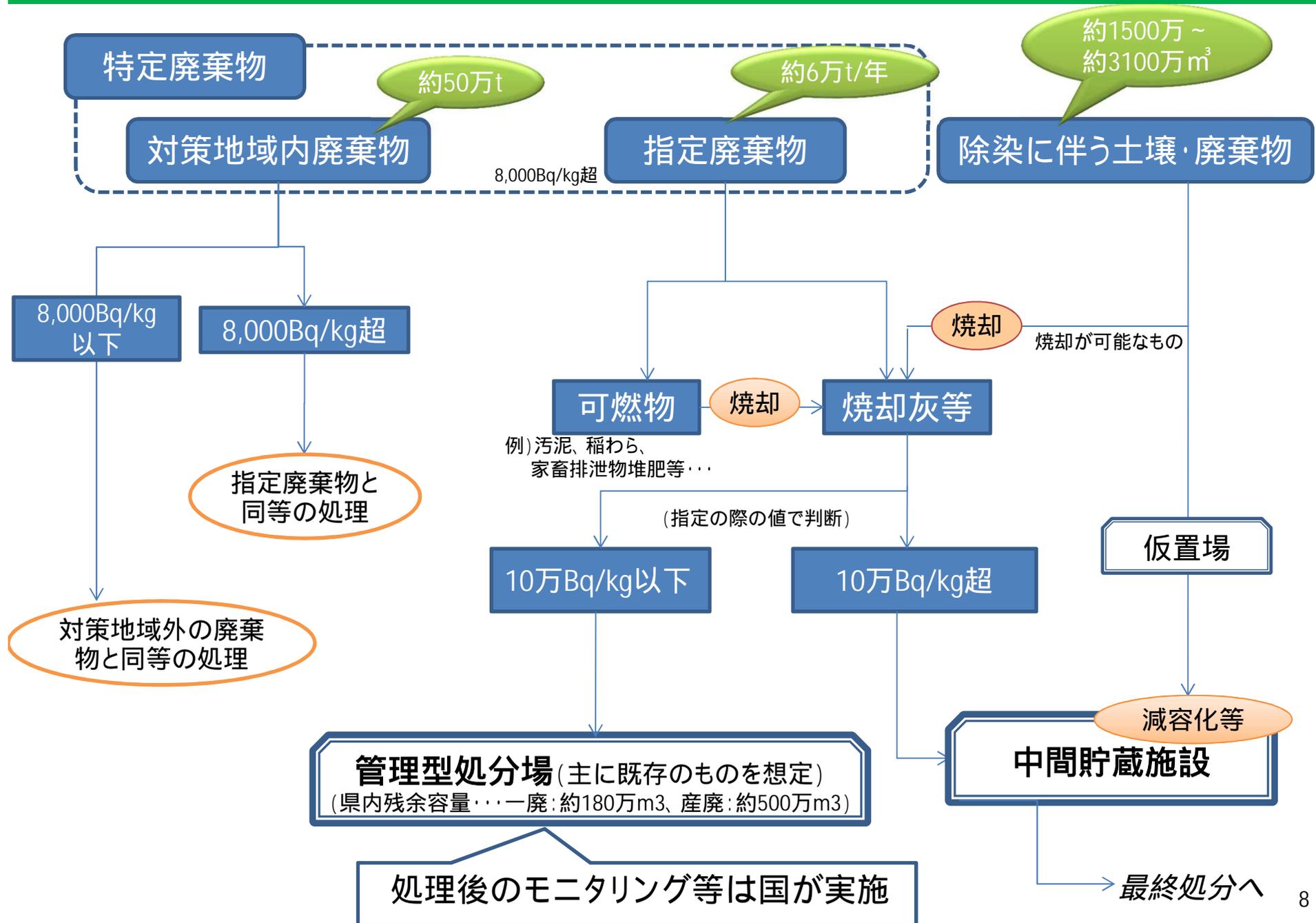


具体的な除染の実施に際しては、市町村ごとに除染の手順を設定。

除染の実施に当たっては、モデル事業(内閣府、環境省)等で得られる技術的知見を適宜取り入れる。

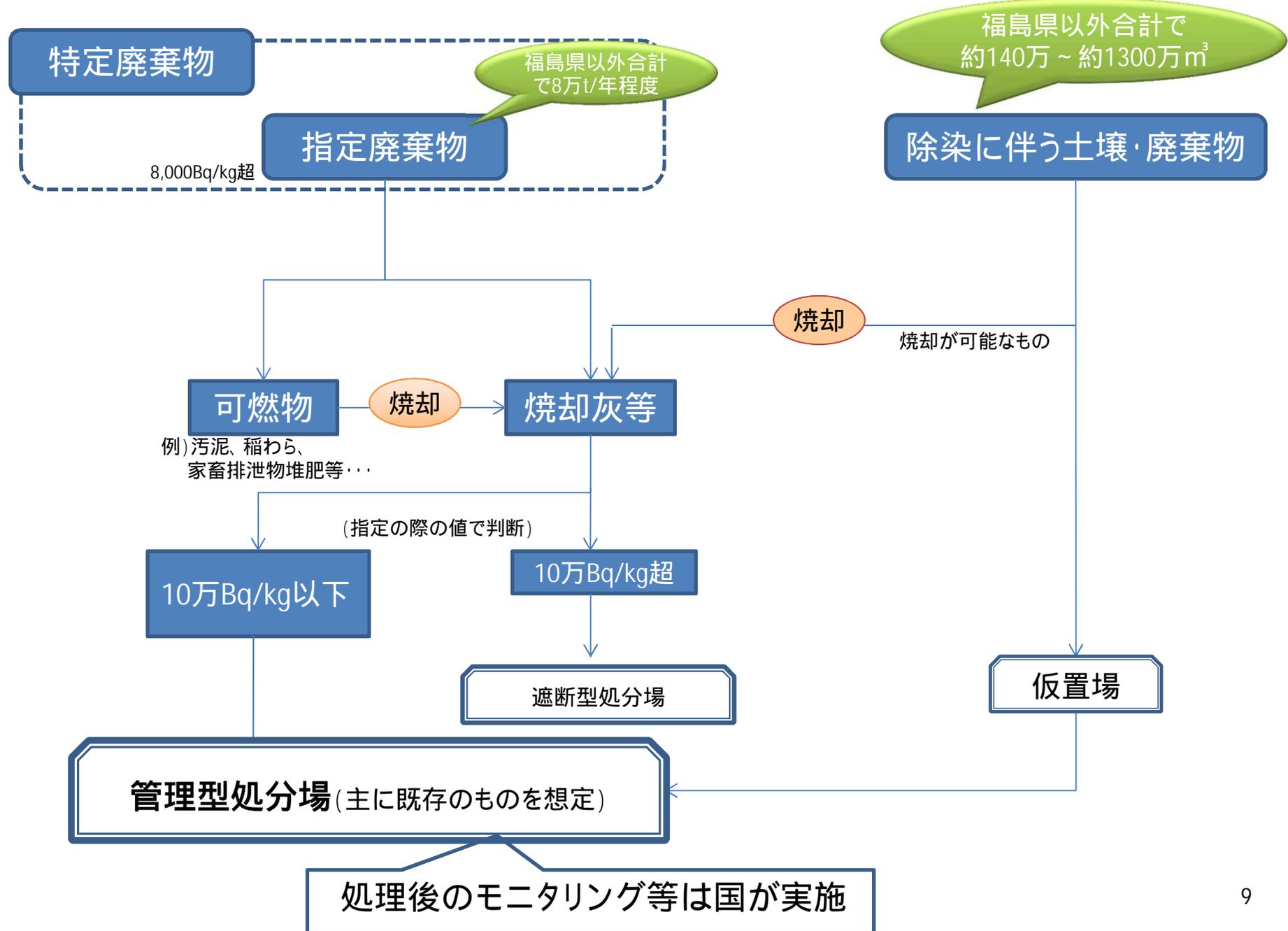
除去土壌及び廃棄物の処理について(1)

福島県内



除去土壌及び廃棄物の処理について(2)

福島県外



三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方

中央環境審議会の答申(2012/3/9)

<背景>

東日本大震災

- ・自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・自然の脅威とのかかわり方の再考、価値観やライフスタイルの転換点

自然と人とのかかわり

- ・沿岸の大風景(三陸海岸:海食崖・リアス海岸、松島:多島海、仙台湾:砂浜・湿地)
- ・津波、やませなどの厳しい自然
- ・豊かな自然に支えられた地域の暮らし、文化、産業、里山・里海



<基本理念>

国立公園の創設を核とした グリーン復興

-森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興-

- ・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海つながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する
- ・自然は地域の暮らしの基盤、「自然と共に生きる」持続可能な社会の構築、自然環境への影響への配慮も重要

<基本方針>

自然の恵みの活用
自然の脅威を学ぶ
森・里・川・海つながりを強める

グリーン復興プロジェクト

三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)
南北につながる交流を深める道(東北海岸トレイル)
森・里・川・海つながりの再生
持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進
地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング)



<効果的な実施に向けて>

- ・地域の復興計画との調和
- ・他省庁の施策・ジオパークなどの取組との連携
- ・国際的な情報発信
- ・多様な主体が参加・協働するプラットフォームの形成

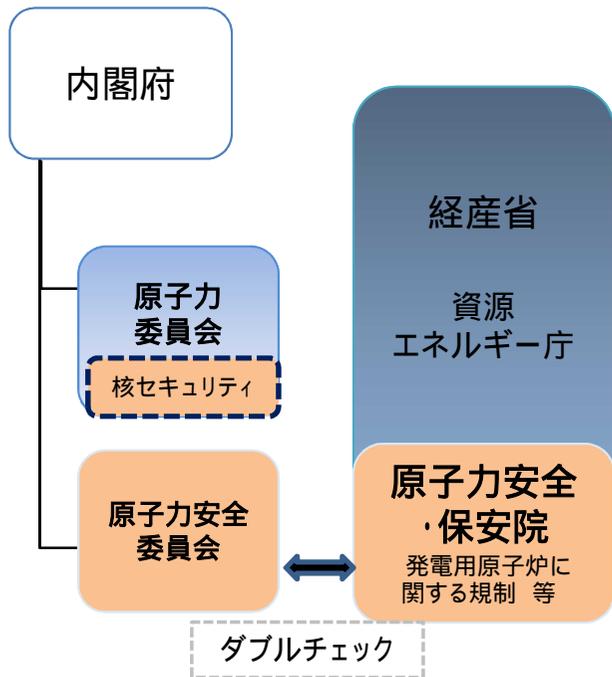
原子力安全規制に関する新組織

原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、各省の関係業務を一元化し、環境省に、国家行政組織法第3条による独立性の高い外局として、原子力規制庁を設置。（組織体制：500人規模、予算500億円規模）

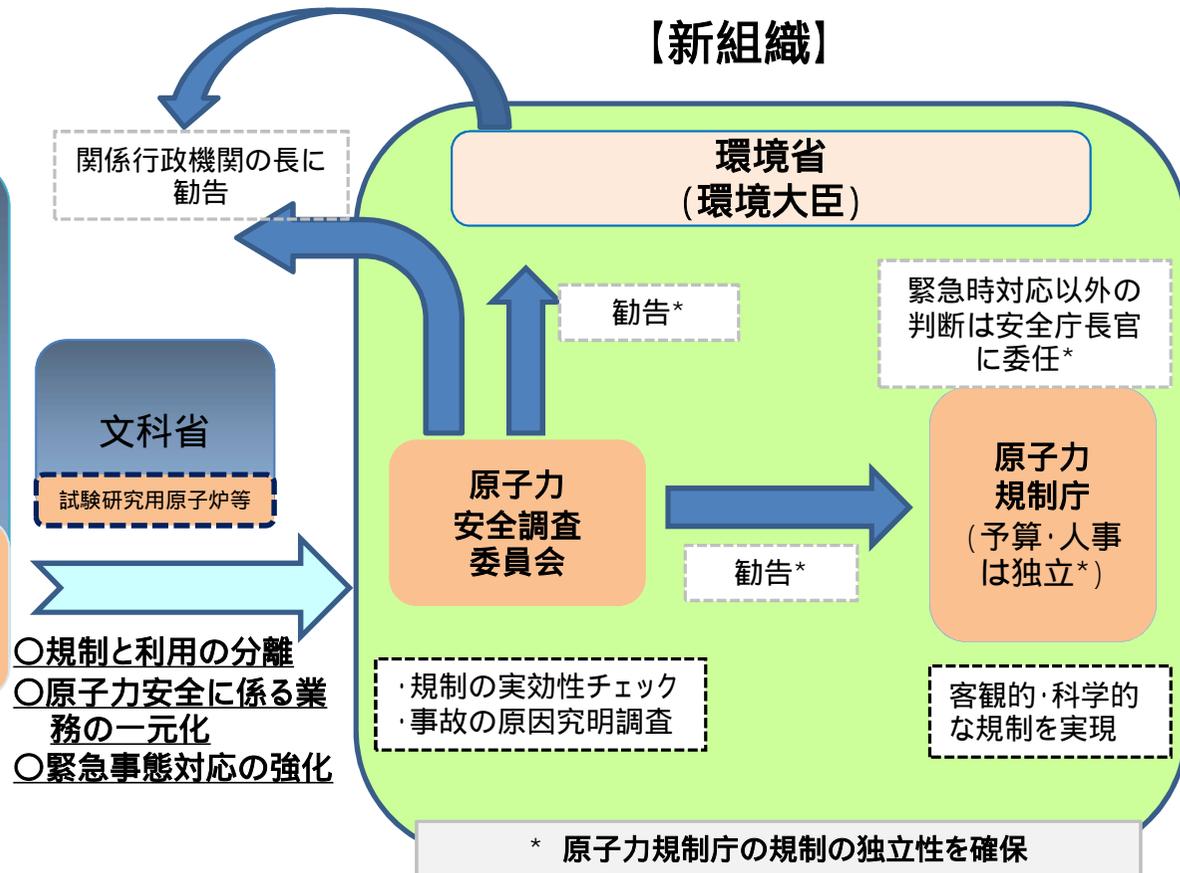
規制の実効性チェック、事故の原因究明調査を行い、必要に応じ勧告等を行うことにより、原子力安全庁の規制の独立性を担保する監視機関として、原子力安全調査委員会を置く。（国会同意人事）

緊急事態対応を原子力規制庁の重要な役割と位置づけ、政府全体での対応の中心とする。

【現在の原子力安全行政組織】



【新組織】



改正法律一覧

原子力組織制度改革法案

本則で改正される法律

環境省設置法
国家行政組織法
原子力基本法
原子力委員会及び原子力安全委員会設置法
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律(原子炉等規制法)
放射線障害防止の技術的基準に関する法律
電気事業法
環境基本法
原子力災害対策特別措置法
独立行政法人放射線医学総合研究所法
循環型社会形成推進基本法
独立行政法人原子力安全基盤機構法
特別会計に関する法律

その他附則改正される主な法律

内閣府設置法
文部科学省設置法
経済産業省設置法
国土交通省設置法

約40本の法律を改正

原子力安全調査委員会設置法案

原子力安全規制の転換（１）

環境省設置法の改正

文部科学省、経済産業省及び国土交通省が所掌する原子力安全規制に関する事務を一元化する等して「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。

文部科学省から「放射線審議会」を移管する。

国家行政組織法の改正

環境省の副大臣、政務官の定数をそれぞれ2名とする。

原子力安全規制の転換（２）

環境基本法の改正

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。

(参考)

第13条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

第41条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

原子力安全規制の転換（3）

循環型社会形成推進基本法の改正

放射性物質及びこれによって汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とする。

原子力基本法の改正

基本方針：原子力利用における安全の確保については、これに関する国際的な動向を踏まえつつ、「原子力利用に起因する放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護する」ことを目的として、行うものとする。

原子力災害対策特別措置法の改正

原子力災害対策本部の体制・機能の拡充、原子力事業者による防災訓練の強化、「防災指針」の法定化

原子力安全規制の転換（４）

原子炉等規制法の改正

重大事故も考慮した安全規制への転換

規制基準の抜本的強化(電源の多重化・多様化、ベントシステムの改善等)、事故発生時の対策(アクシデントマネジメント)の法令要求化、炉毎のリスク評価の報告・公表制度の導入

最新の知見を既存施設にも反映する規制への転換

最新の技術的知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務付ける制度(バックフィット制度)を導入

40年運転制限の導入

事業者責任の明確化(事業者自らの安全性向上責任)

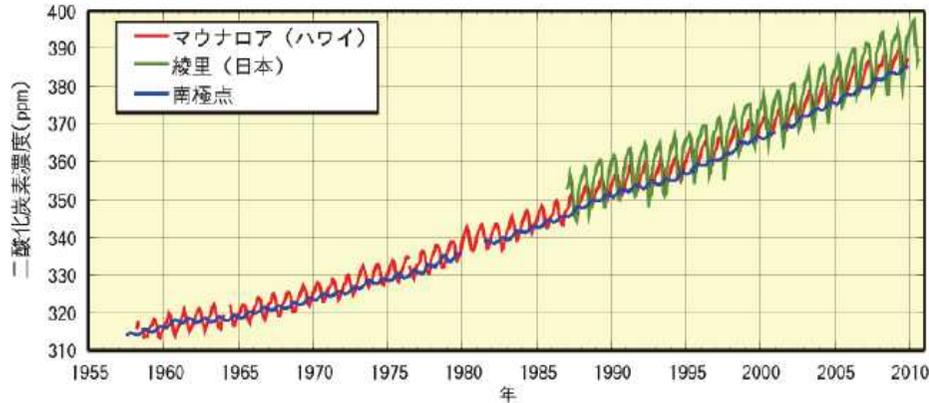
災害が発生した原子力施設(東京電力福島第一原発)に対する安全規制の特別措置の導入

原子力安全規制の一本化(電気事業法との分離)

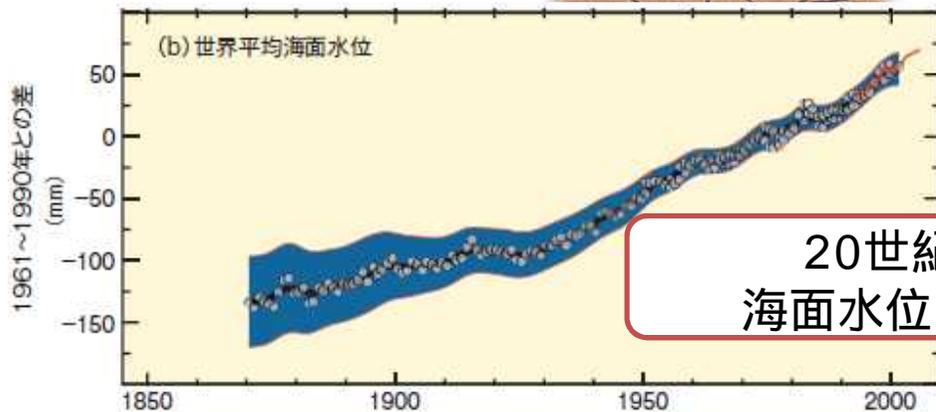
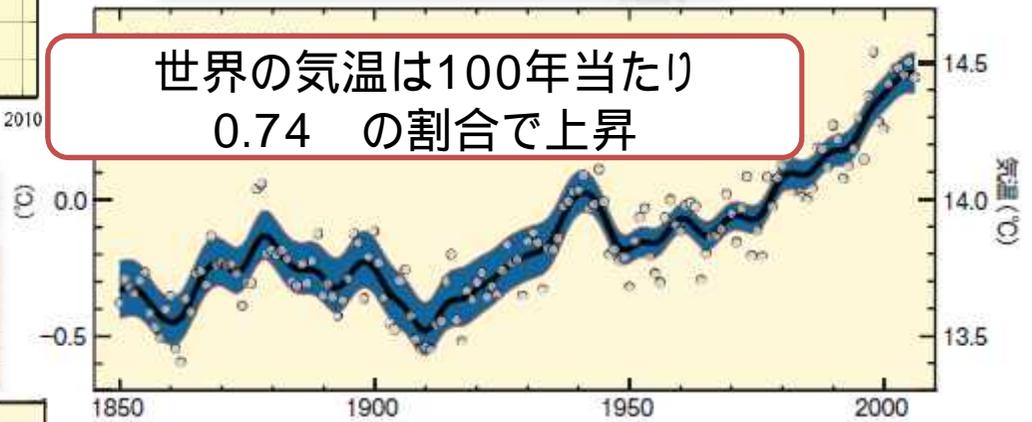
. 環境政策の今後の展開

地球温暖化対策と再生可能エネルギーの導入

世界のCO2濃度は増加の一途



世界の気温は100年当たり
0.74 の割合で上昇



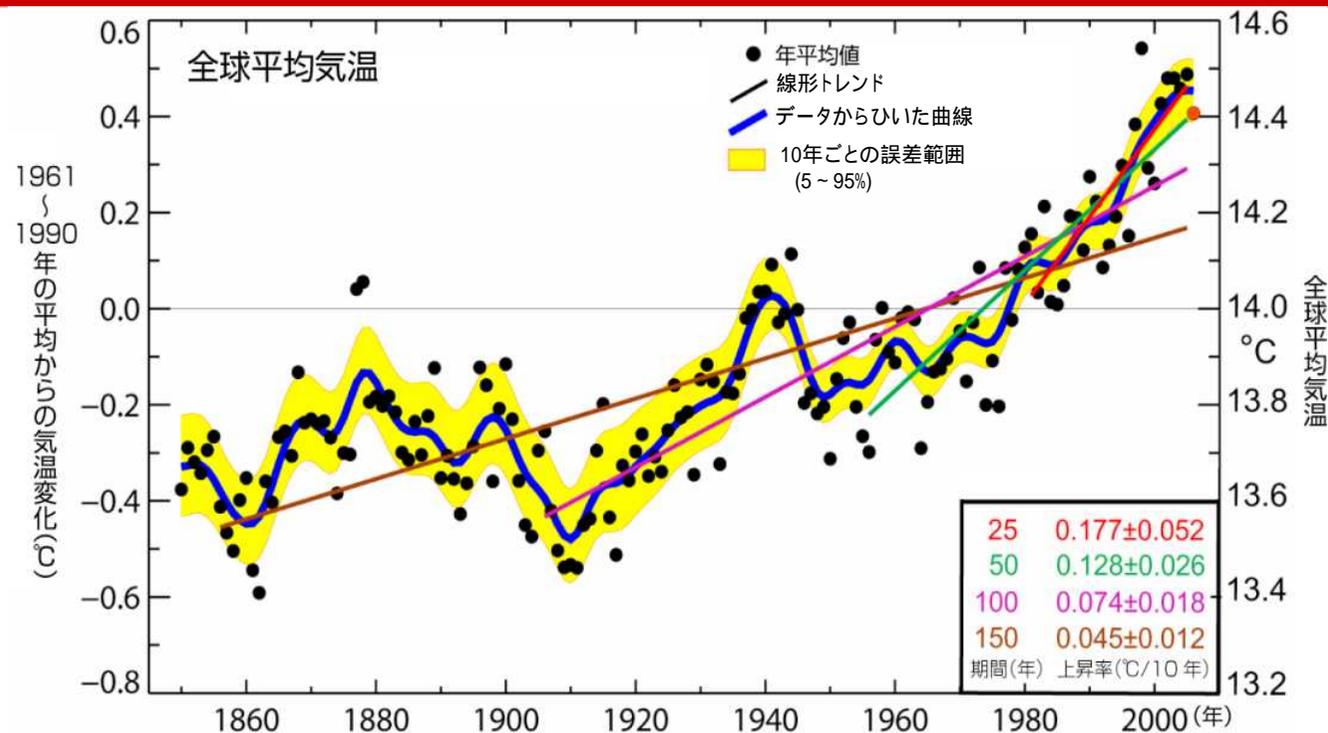
20世紀、世界の
海面水位は17cm上昇



地球温暖化の進行

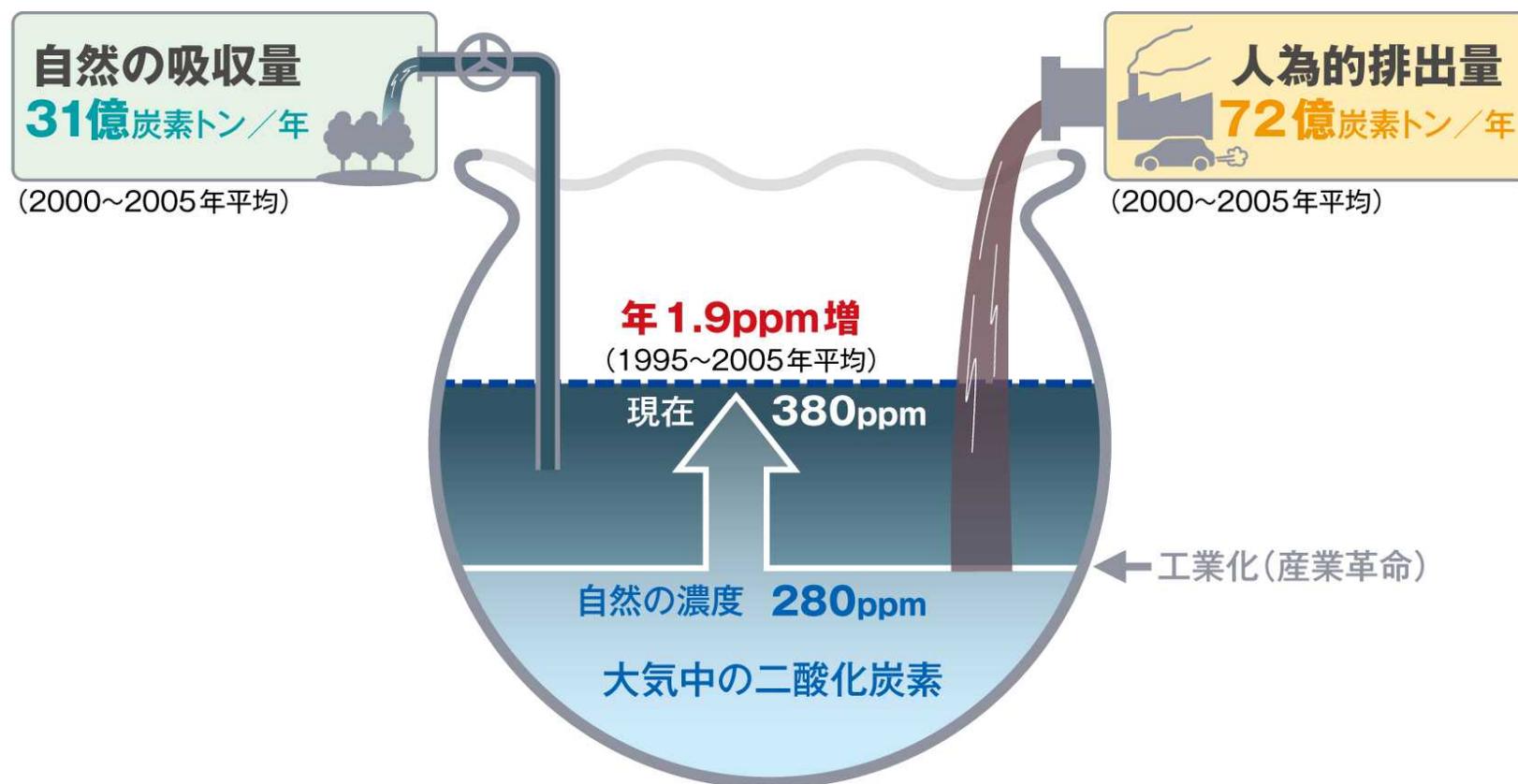
- ◆ 過去100年間で世界平均気温が0.74 上昇
- ◆ 最近50年間の気温上昇傾向は、過去100年間のほぼ2倍
- ◆ 20世紀後半の北半球の平均気温は過去1300年の中で最も暖かかった可能性が高い

平均地上気温 (1961 ~ 1990年の平均気温との偏差)



世界の温室効果ガス排出量

- ◆ 大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるためには、人為的排出量を自然吸収量と同等の水準まで減らさなければならない。
- ◆ 現在的人為的排出量は自然吸収量の2倍以上。
- ◆ 地球温暖化による影響の度合いは、安定化濃度と安定化のタイミングにより左右される。



産業革命前から2 気温上昇の持つ意味

IPCC第4次評価報告書のシナリオ区分

出典: IPCC第4次評価報告書統合報告書 政策決定者向け要約

区分	CO ₂ 濃度 ^{※2}	温室効果ガス(エアロゾル含む)安定化濃度 ^{※2} (CO ₂ 換算)	CO ₂ 排出がピークとなる年 ^{※1,3}	2050年のCO ₂ 排出 ^{※1,3} (2000年比、%)	産業革命前からの気温上昇 ^{※4,5}	熱膨張による産業革命前からの海面上昇 ^{※6}	シナリオの数
	ppm	ppm	年	%	°C	メートル	
I	350 - 400	445 - 490	2000 - 2015	-85 to -50	2.0 - 2.4	0.4 - 1.4	6
II	400 - 440	490 - 535	2000 - 2020	-60 to -30	2.4 - 2.8	0.5 - 1.7	18
III	440 - 485	535 - 590	2010 - 2030	-30 to +5	2.8 - 3.2	0.6 - 1.9	21
IV	485 - 570	590 - 710	2020 - 2060	+10 to +60	3.2 - 4.0	0.6 - 2.4	118
V	570 - 660	710 - 855	2050 - 2080	+25 to +85	4.0 - 4.9	0.8 - 2.9	9
VI	660 - 790	855 - 1130	2060 - 2090	+90 to +140	4.9 - 6.1	1.0 - 3.7	5

上表はIPCC第4次評価報告書における、温暖化対策シナリオのまとめである。その時点までに研究として発表されていたシナリオをIPCCが整理し、Ⅰ～Ⅵの6つの区分に分類している。

「産業革命前からの気温上昇2」は177のシナリオ区分に該当し、その実現には、2050年の全世界CO₂排出を2000年比で少なくとも半減し、温室効果ガス濃度を445～490ppm(CO₂換算)で安定化する必要がある。

様々な温室効果ガス濃度レベルにおける附属書 国及び非附属書 国全体の 2020年及び2050年の排出許容量(1990年比)

出典: IPCC第4次評価報告書 第3作業部会報告書 第13章

シナリオカテゴリー	地域	2020	2050
A-450ppm(CO ₂ 換算)	附属書 締約国	25% ~ 40%	80% ~ 95%
	非附属書 締約国	ラテンアメリカ、中東、東アジア及びアジアの中央計画経済国におけるベースラインからの相当の乖離	すべての地域におけるベースラインからの相当の乖離
B-550ppm(CO ₂ 換算)	附属書 締約国	10% ~ 30%	40% ~ 90%
	非附属書 締約国	ラテンアメリカ、中東及び東アジアにおけるベースラインからの乖離	ほとんどの地域、特にラテンアメリカ及び中東におけるベースラインからの乖離
C-650ppm(CO ₂ 換算)	附属書 国締約国	0% ~ 25%	30% ~ 80%
	非附属書 締約国	ベースライン	ラテンアメリカ、中東及び東アジアにおけるベースラインからの乖離

上表は、その時点までに研究として発表されていたシナリオをIPCCが整理し、2020年と2050年における先進国と途上国の削減分担を示したものの、温室効果ガス濃度を445～490ppmに安定化するシナリオ区分に含まれる450ppm安定化シナリオの場合、附属書 締約国全体の排出許容量は2020年に25～40%、2050年に80～95%削減となっている。

なお、上表はあくまで既存の論文をIPCCが評価、整理したものであり、これ以外の削減シナリオが存在しないということではない。

気候変動による影響

急激に進む温暖化と自然災害など 子供や孫の世代へ「とりかえしのつかない影響」のおそれ

- ◆ 氷河の後退
- ◆ 世界各地での異常気象の頻発（大雨、干ばつ、熱波など）
- ◆ 20世紀中に平均海面水位17cm上昇

Bangladesh で、2007年の2回の大規模洪水により、千名超の死者。（国際協力機構調べ）



高波で倒壊した家屋（Bangladesh）
（写真提供：国際協力機構）

海面上昇により国土水没する国が発生するおそれ。



浸水した道路を歩く子ども達（Togo）
（写真提供：東京大学茅根創教授）



融解しつつある永久凍土（北極海沿岸）
（写真提供：総合地球環境学研究所井上元教授）

ホッキョクグマは餌場の海水面積の減少の影響を受けており、2008年5月に、米国政府が「絶滅のおそれがある種」に指定。



餌場の海水面積の減少
（写真提供：朝日新聞）

ヒマラヤの氷河の融解
左：1978年、右1998年

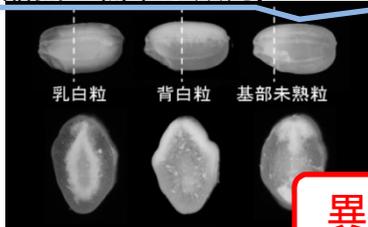


（写真提供：名古屋大学環境学研究科雪氷圏変動研究室）

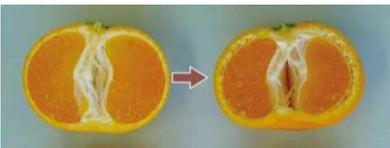
国内の影響

米・果樹

特に九州地方では、米が白濁するなど品質の低下が頻発。



図：水稲の白未熟粒
(九州沖縄農業研究センター提供)



上図：ミカンの日焼け果
(独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所提供
下図：ミカンの浮皮症
(広島県立総合技術研究所農業技術センター提供)



図：ブドウの着色不良
(農林水産省「平成20年地球温暖化影響調査レポート」より)

異常気象

2007年夏、熊谷市と多治見市で、40.9 という観測史上初の最高気温を記録



図：トマトの尻腐果
(北海道原子力環境センター「目で見るトマトの栄養障害」より)

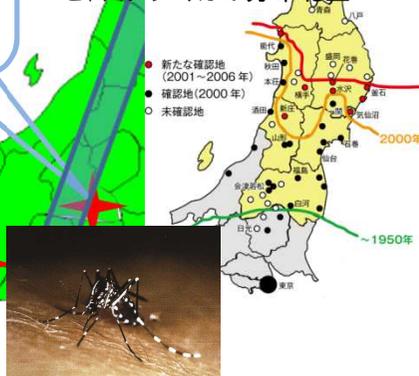
洪水



図：洪水被害の事例
(国土交通省中部地方整備局提供)

極端現象

デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



日本各地で、南方系魚類の種類と数が増加



図 チョウチョウウオ:冬の東京湾でも確認されるように(千葉県「生物多様性ちば県戦略」より)

生態系



図 サンゴの白化
(阿嘉島臨海研究所提供)

ニホンジカの生息域拡大



農林産物や高山植物等の食害が発生

農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。

熱中症・感染症

2007年夏、東京都と17政令市合計では5102人の熱中症患者が救急車で病院に運ばれた。

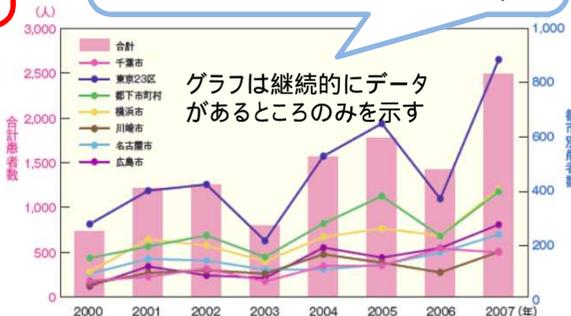


図 都市別熱中症患者数の推移 (国立環境研究所資料より作成)

日降水量200ミリ以上の大雨の発生日数が増加傾向

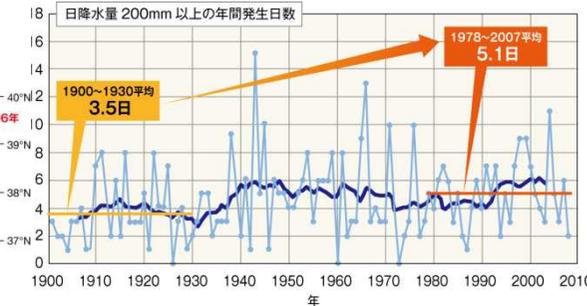


図 日降水量200ミリ以上の年間発生日数と長期変化
(国土交通省資料より作成)

国内の影響 ～被害額～

温暖化対策を行わなかった場合、我が国においても、今後、国民生活に関係する広範な分野で一層大きな温暖化の影響が予想される。特に年を経るごとにその影響は大きくなる。そのため、子や孫の世代の負担を軽減するため気候を安定化させるための積極的な対策を実施することが早急に必要である。

対策を行わない場合の被害(【基準年】1981-2000年からの増加分)

	単位	2030年代	2050年代	2070年代	2090年代
洪水氾濫	兆円/年	1.3	4.9	8.7	8.3

降雨強度と強い雨の頻度が増し、洪水氾濫面積が2070年代には最大で約1,200km²増加。
(その他の2090年代の被害)

・土砂災害	0.94兆円/年	【基準年】1981-2000年
・森林(ブナ林適域減少)	0.23兆円/年	【基準年】1990年
・海面上昇(砂浜喪失)	0.04兆円/年	【基準年】1990年
・海面上昇(西日本高潮)	7.40兆円/年	【基準年】1990年
	(突発的な現象(台風)に関する項目であり、他の項目とは扱いが異なる。)	
・健康(熱ストレス)	0.12兆円/年	【基準年】1990年

その他の影響

- ・農業(コメ) 温暖化の進行に伴いコメ収量の増加が見込めるが、さらなる気温上昇で減収に転じ、収量の変動も大きくなると予想。

COP17の概要と成果

日程:2011年11月28日(月)~12月11日(日) 予定の会期を1日半延長して終了

(閣僚級会合:12月6日~11日)

場所:南アフリカ・ダーバン

参加者:192カ国、国際機関、オブザーバー等。

日本からは、細野環境大臣ら100名以上が交渉団として参加

- 我が国の目指す「全ての国に適用される将来の法的枠組み」構築に向けた道筋に合意
- その構築までの間の取組の基礎となる「カンクン合意」の実施のための仕組みの整備
- 京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意

将来枠組みへの道筋

- 「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の設置(2012年前半に作業開始)
- 2015年までのできるだけ早期に全ての国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果を採択、2020年から発効・実施

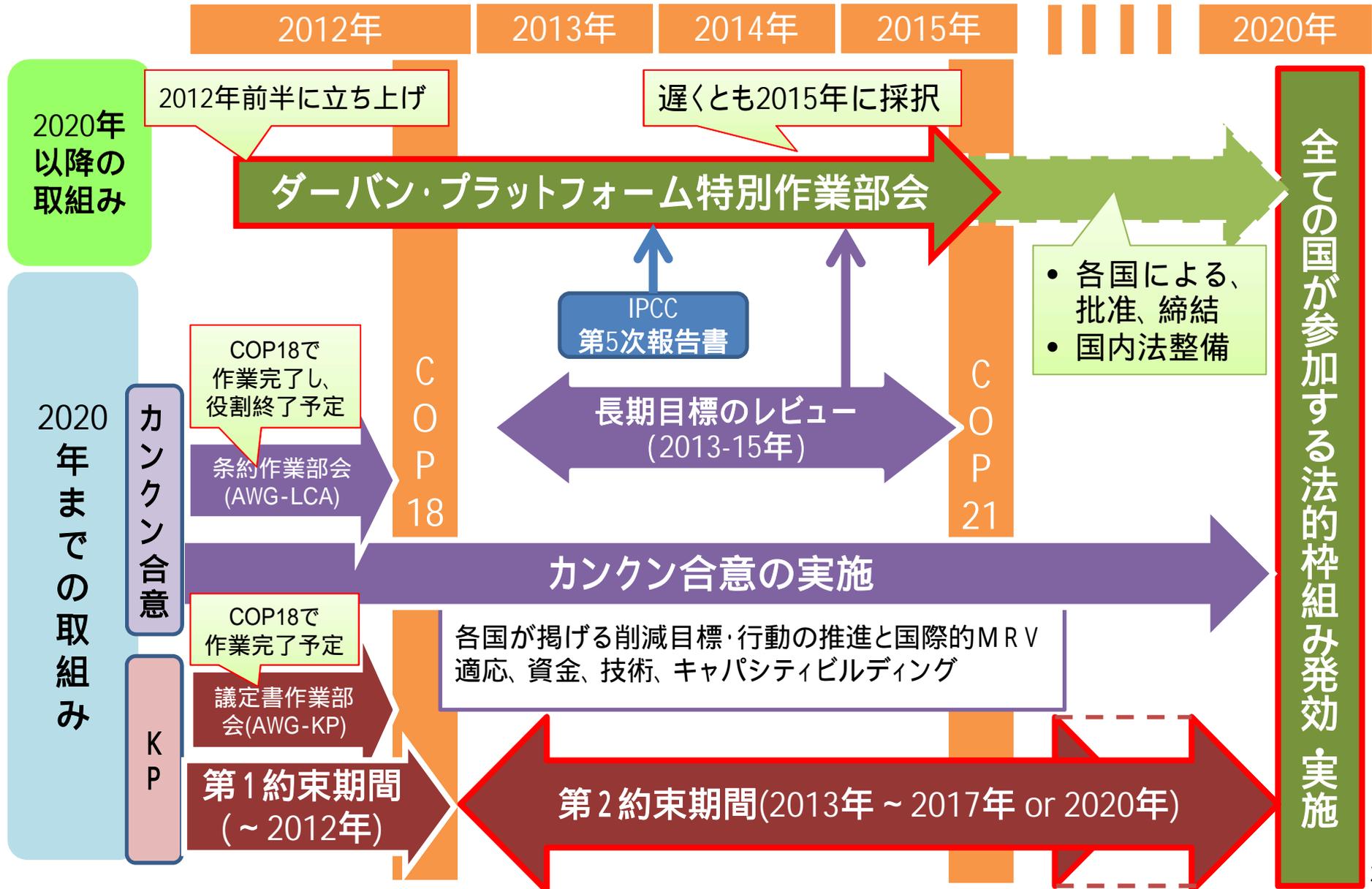
カンクン合意の実施

- 緩和・MRV(測定・報告・検証)に関するガイドライン策定
- 適応委員会の活動内容等の整備
- 緑の気候基金(GCF)の基本設計への合意、資金に関する常設委員会の機能の大枠決定
- 気候技術センター・ネットワークの役割、キャパシティビルディングに関するフォーラム設置

京都議定書第二約束期間

- 各国は削減目標値を2012年5月1日までに提出(日・加・露は対象外)、次回CMPで決定
- 期間は5年又は8年の2案、次回作業部会で決定
- 第二約束期間のルール設定(森林吸収源の計上、報告対象ガス等)

COP17の成果: 将来枠組みに向けた道筋



エネルギー政策の立て直し

「3E」から「S + 3E」へ

Energy Security (安定供給)

Economic Efficiency (経済性)

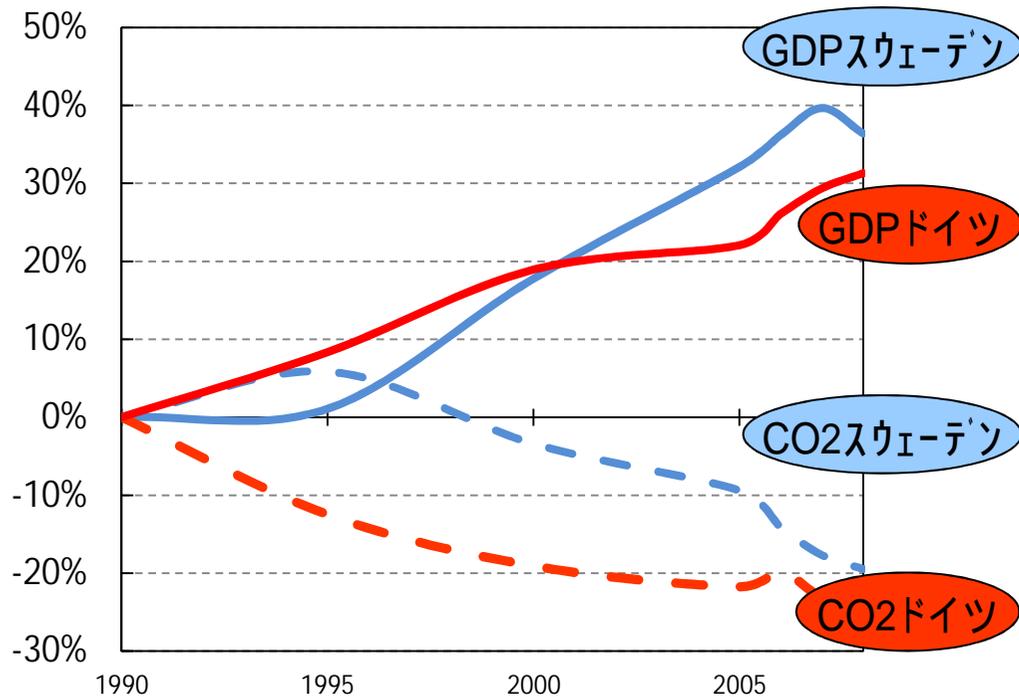
Environment (環境)

Safety (安全性)

	石油	石炭	天然ガス ・ 都市ガス	原子力	再生可能 エネルギー
一次エネルギー 供給構成比(%)	42.1	21.0	19.0	11.5	6.3
発電電力量に 対する構成比(%)	7.8	24.7	29.4	29.2	9.2

出典:平成21年度(2009年度)エネルギー需給実績

環境への負荷を下げつつ、成長を実現するためには 「再エネ」と「省エネ」が鍵に



(出典) CO2 emissions from fuel combustion (IEA) より環境省作成

- ### 【再生可能エネルギー】
- 世界は再生可能エネルギー普及拡大競争時代に
 - 日本もいち早く国産の基幹エネルギーとすることが必要不可欠
 - 大規模集中型の既存の電力システムから、自立分散型のシステムの普及が必要

- ### 【省エネルギー】
- 省エネルギーは国内で実施可能な最も確実なエネルギー確保のための方策
 - 機器の効率改善に加え、「必要なとき必要なだけ」という観点から需要側の管理が必要であり、需要管理は新たな成長分野として有望
 - 省エネのための規制強化が新しい市場を創造

- ### 【街づくり】
- 世界はスマートシティの構築に邁進
 - コンパクトで効率的な都市は日本の歴史・風土に根ざす得意分野

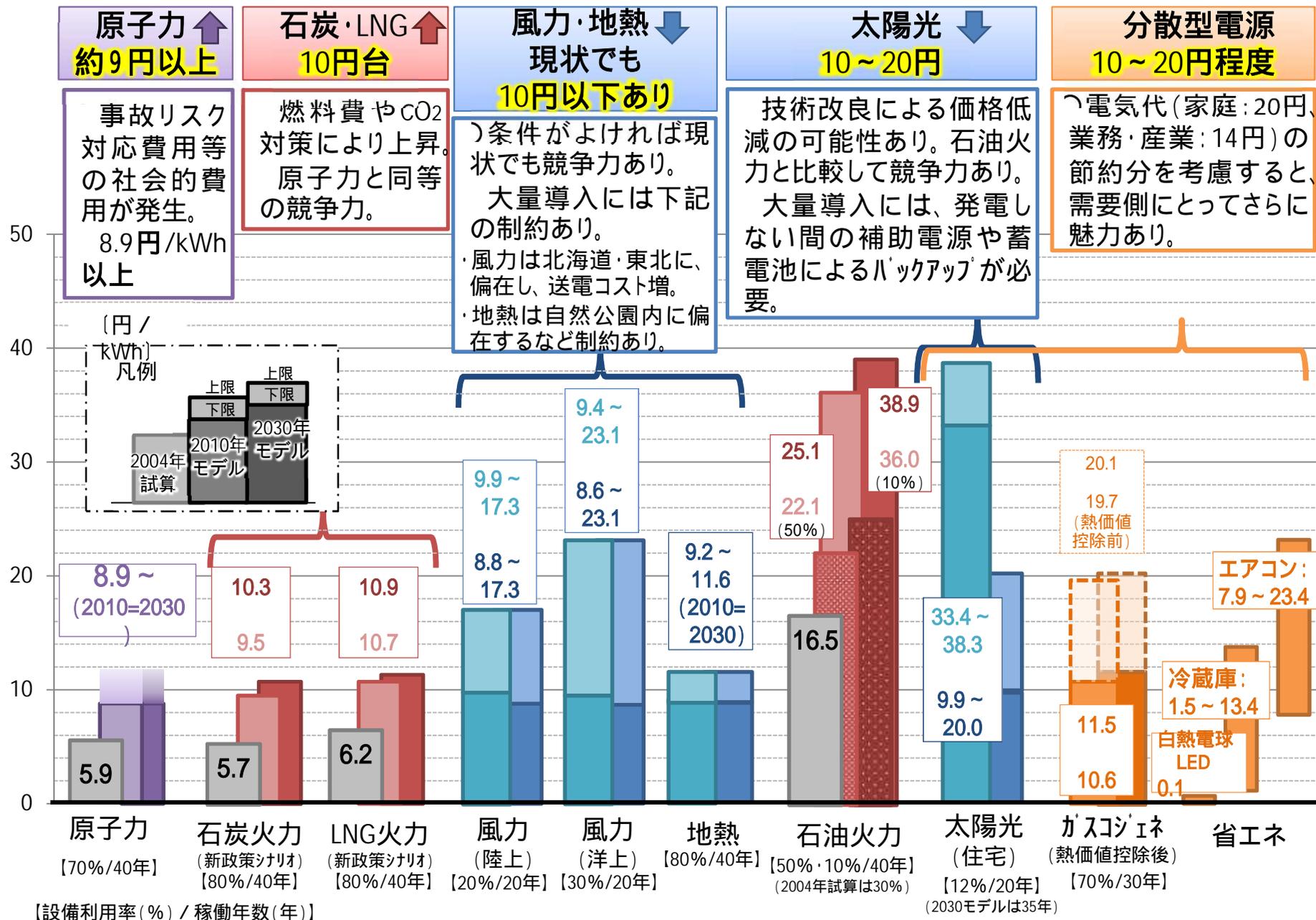
$$\text{環境負荷} = \frac{\text{環境負荷}}{\text{エネルギー}} \times \frac{\text{エネルギー}}{\text{GDP}} \times \text{GDP}$$

より少ない環境負荷でエネルギーを得る → **再エネ**

より少ないエネルギー消費でGDPを成長させる → **省エネ**

基本方針 ～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～

1. コスト検証 (検証結果) (12月19日発表)



エネルギー・環境戦略の見直し

エネルギー・環境会議

< 構成員 >

議長：国家戦略担当大臣

副議長：経済産業大臣、環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣

構成員：内閣官房長官、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、議長の指名する内閣官房副長官

事務局長 内閣府副大臣（国家戦略担当）

原子力委員会

基本方針に基づき、原子力政策の選択肢の原案を策定

中央環境審議会 (地球環境部会)

基本方針に基づき、地球温暖化対策の選択肢の原案を策定

2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会

総合資源エネルギー調査会 (基本問題委員会)

基本方針に基づき、エネルギーミックスの選択肢の原案を策定

表裏一体の検討

今後のスケジュール

春頃：エネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示

夏頃（目途）：国民的議論を進め、エネルギー・環境会議において、戦略をとりまとめ

小委員会等での議論を踏まえたエネルギー消費量等の見通しの試算 - 2030年の温室効果ガス排出量(基準年からの削減率試算)

成長シナリオ

省エネ再エネ等の
 対策
 施策の強度



高位	35%	31%	29%	21%
中位	30%	26%	24%	15%
低位	20%	16%	14%	5%
総発電電力量に占める原子力発電の割合 (総合資源エネルギー調査会基本問題委員会資料より)	35%	25%	20%	0%

慎重シナリオ

省エネ再エネ等の
 対策
 施策の強度



高位	40%	36%	34%	25%
中位	35%	31%	29%	20%
低位	25%	21%	19%	10%
総発電電力量に占める原子力発電の割合 (総合資源エネルギー調査会基本問題委員会資料より)	35%	25%	20%	0%

2013年以降の地球温暖化対策の検討のポイント

1. 世界で共有されている**長期目標**を視野に入れる

- 気温上昇を**2 以内**にとどめる
- 2050年に**世界半減、先進国80%削減**を実現する
- 前提条件なしの**2020年、2030年**の目標を提示する

2. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現を目指すという**明確な方向性**を示す

他の追随を許さない世界最高水準の**省エネ**

- 低炭素製造プロセスと低炭素製品で世界標準を獲得
- すまい、くらし方などあらゆる面で省エネナンバーワン

後塵を拝した**再エネ**を世界最高水準に引上げ
省エネ・再エネ技術で**地球規模**の削減に貢献

3. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現に必要な**施策を明示**する

- 対策の裏付けとなる施策を明示する。

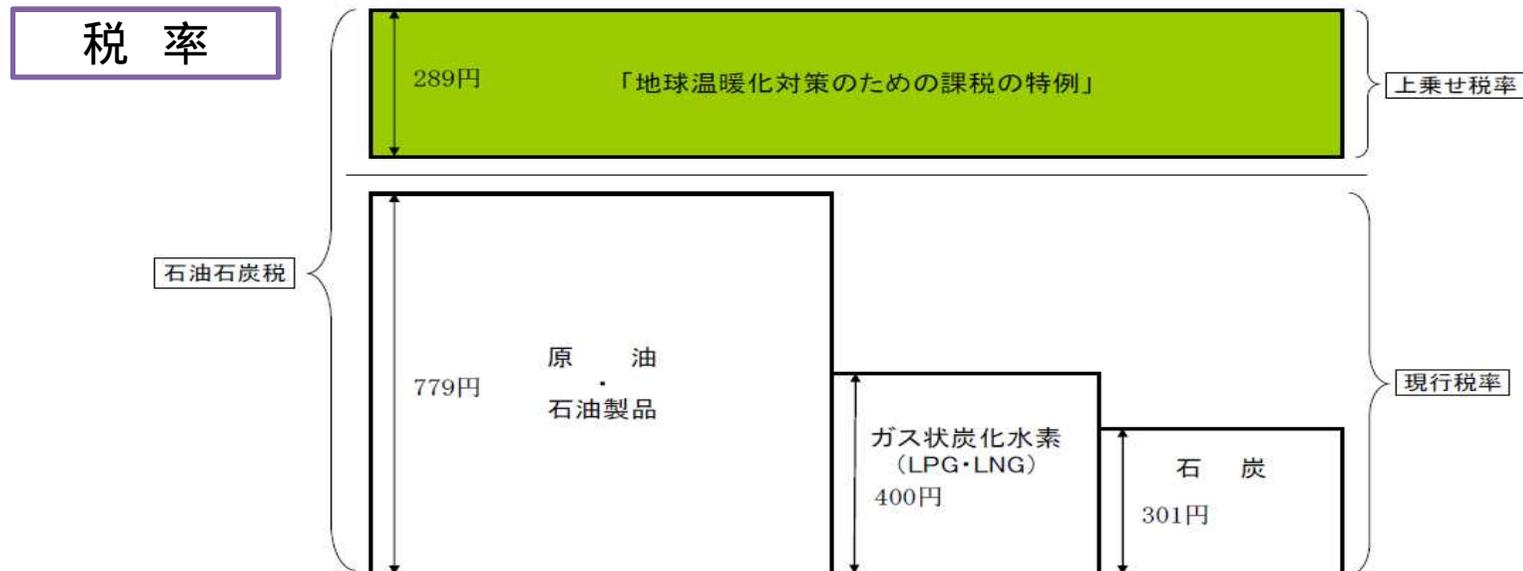


世界をリードするグリーン成長国家の実現へ

「地球温暖化対策のための税」について

全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

CO2排出量1トン当たりの税率



段階施行

課税物件	現行税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

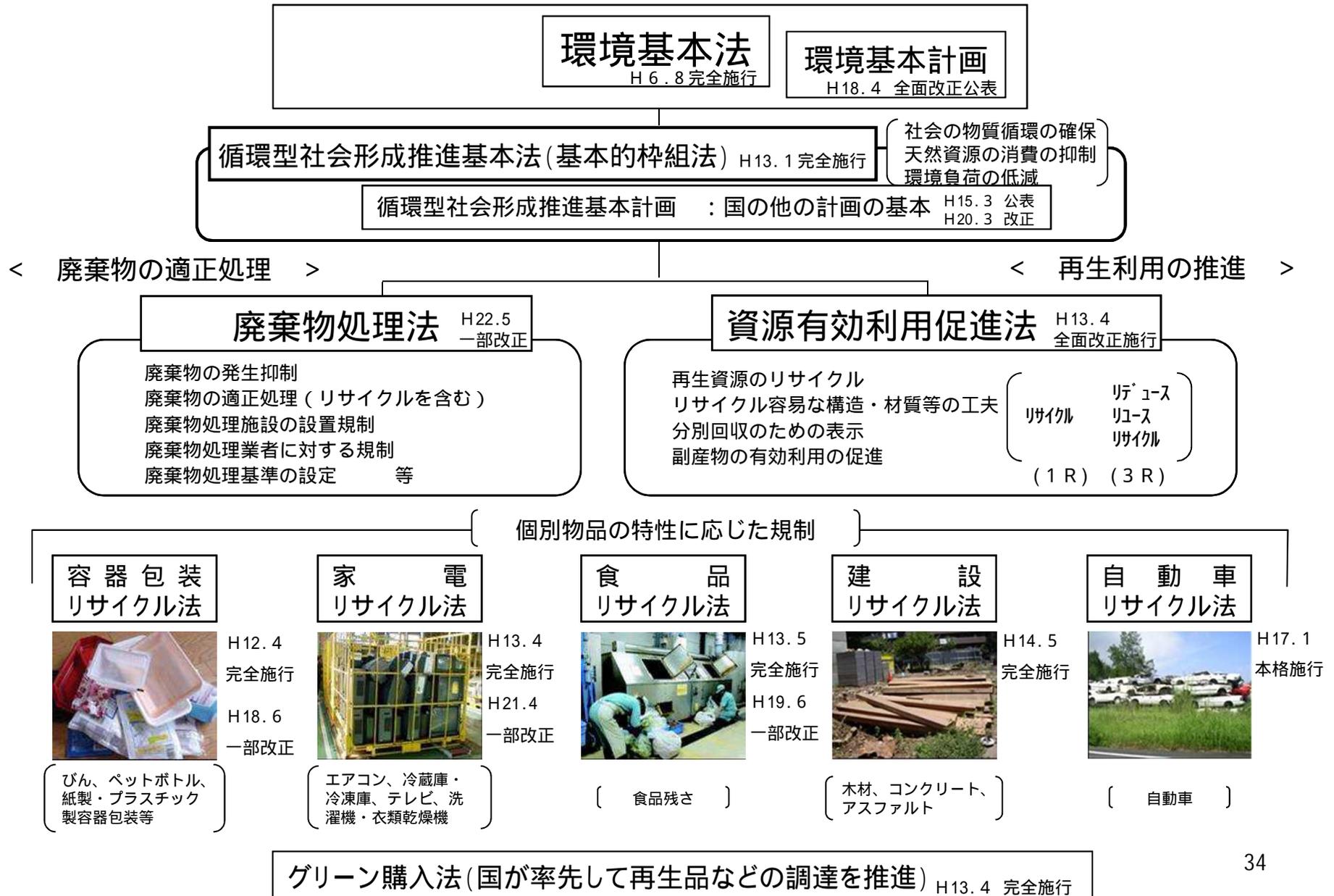
※()は石油石炭税の税率。

税収

初年度：391億円 / 平年度：2,623億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

循環型社会を形成するための法体系



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者（リサイクルをしようとする者で構成される）を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講ずる制度。

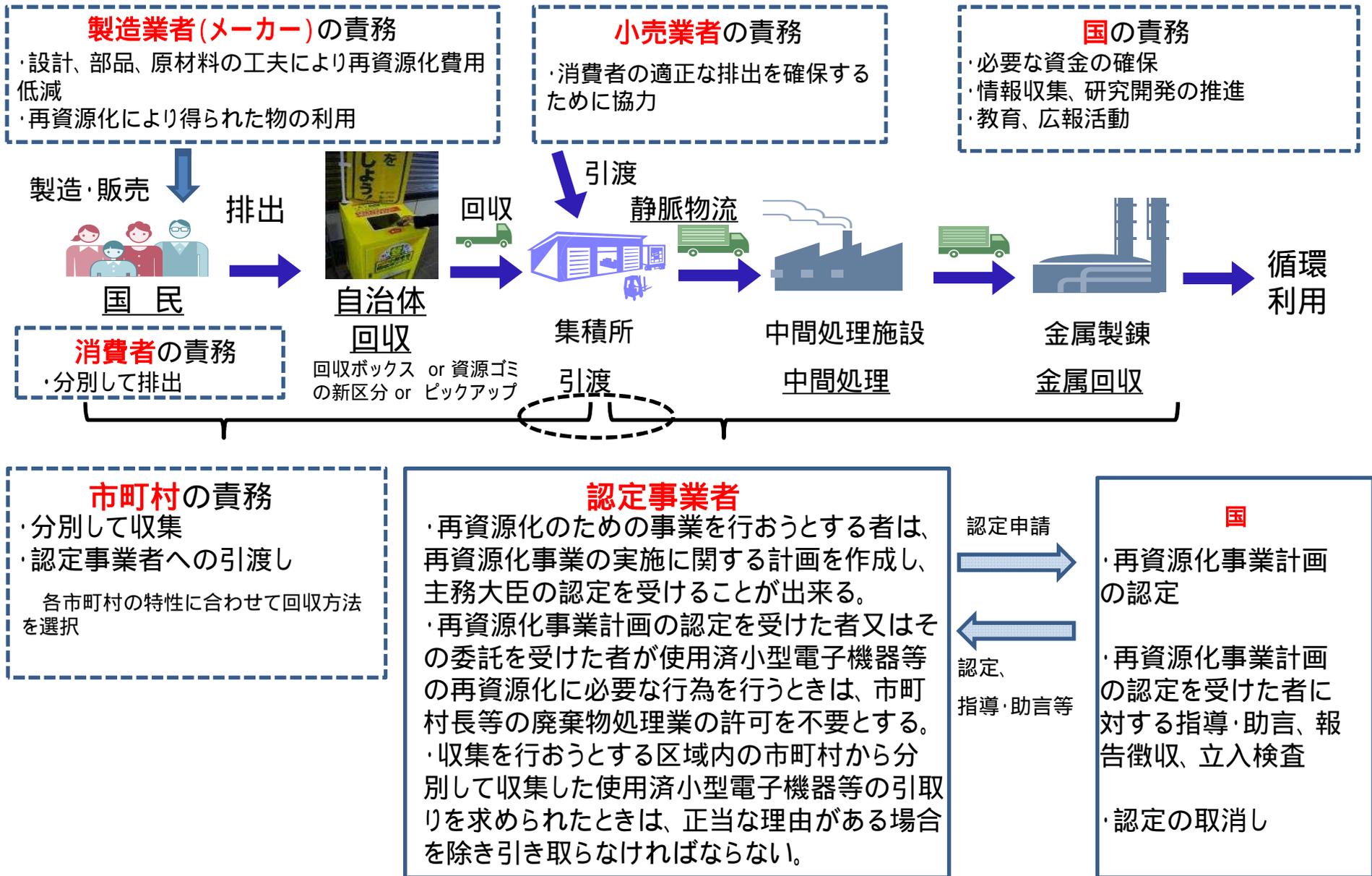
【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定（デジカメ、ゲーム機等）

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
（内容）基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

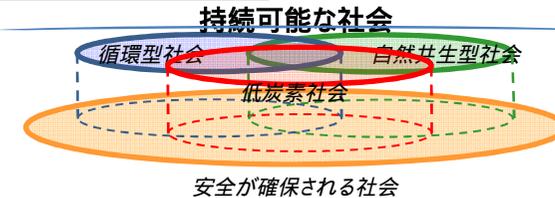


第四次環境基本計画の概要

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向 (今後の環境政策の展開の方向)

政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

9つの優先的に取り組む重点分野

1 - 1 . 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1 - 2 . 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

1 - 3 . 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

1 - 4 . 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行って行く中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

1 - 7 . 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

1 - 5 . 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

1 - 8 . 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

1 - 6 . 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

1 - 9 . 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造・使用から廃棄までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに関する理解と相互理解を増進してリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域の化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

震災復興、放射性物質による環境汚染対策

2 . 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における 自立・分散型エネルギーの導入等の推進、 広域処理を含む災害廃棄物の処理、 失われた生物多様性の回復等の取組に取り組む。

3 . 放射性物質による環境汚染からの回復等

特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施

放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握

環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討に取り組む。

COP10の主な成果

(2010年10月18日～29日 名古屋)

戦略計画2011-2020(愛知目標)

ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する
名古屋議定書

「国連生物多様性の10年」(2011～2020年)の提案
(第65回国連総会で決議採択)

IPBES(生物多様性版IPCC):「生物多様性と生態系
サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」の
早期設立のための検討を奨励(国連総会で関連決議採択)

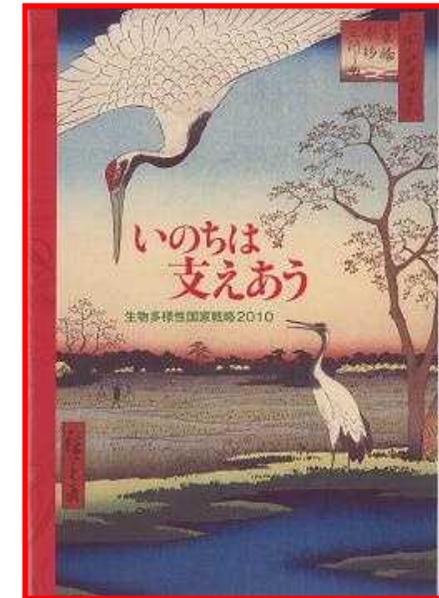
持続可能な利用及びSATOYAMAイニシアティブの推進

生物多様性国家戦略の改定について

1. 生物多様性国家戦略の位置づけ

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき策定。

これまでに4回(平成7年、14年、19年、22年)策定。



生物多様性国家戦略2010(現行)

2. 今後の進め方

本年1月の環境大臣からの諮問を受け、中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会(武内和彦部会長)で生物多様性国家戦略の改定について検討中。

本年10月にインドで開催される生物多様性条約第11回締約国会議(COP11)までの見直しを目指す(本年9月の閣議決定を目標)。

救済措置の方針について（平成22年4月16日閣議決定）＜概要＞

1. 救済措置の方針

(1) 救済措置の方針の対象となる方

通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方であって、四肢末梢優位の感覚障害(手足の先の方の感覚が鈍いこと)及びこれに準ずる症状がある方 等

(2) 支給内容

(個人)一時金 210万円

団体を通じて支給する一時金

・水俣病出水の会 20億円

上記のほか、胎児性水俣病患者等に対する福祉事業を行うため9.5億円

・水俣病被害者芦北の会 1.6億円

・水俣病被害者獅子島の会 0.4億円

(参考:不知火患者会 29.5億円

既に熊本地裁所見を受入れ)

療養費 医療費の自己負担分

療養手当 一月あたり 平均約1.5万円

離島加算(注) 一月あたり1,000円

(注:離島から通院する方が対象。下記の水俣被害者手帳を交付された方も対象)

(3) 申請の受付期間

救済措置の開始に当たってはあらかじめ申請の受付の時期(終期)を定めることはしない。極力、平成22年度中に判定を進めるが、新たに救済を求める方については、平成23年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極める。

上記を踏まえ、平成24年2月3日に環境大臣が7月末までと決定

2. 水俣病被害者手帳

一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費を支給。

3. その他

関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、水俣湾の周辺地域及び阿賀野川流域における、すべての水俣病被害者の方々に対し、おわびの意を表す。

また、地域の振興、水俣病に関する調査研究、国際協力などを進める。

かつて水俣湾又はその周辺水域や阿賀野川の周辺
にお住まいの家族、友人、お知り合いの方が
いらっしゃいましたら、本内容をお知らせ願います。

水俣病被害者の救済措置 申請受付

平成24年7月31日(火)まで

※郵送の場合、当日消印有効

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県



- 平成22年5月1日より、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、給付の申請を受け付けています。
- 申請をされ、診断・判定の結果、対象となる方は、一時金などの給付が受けられます。
- かつて水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた方であれば、今お住まいの住所に限らず、申請できます。

申請の方法

- 次の方法により申請書類を入手いただけます。

(1)環境省の専用ホームページからダウンロードできます。

環境省 水俣病申請 [申請](#)

(2)下記の各県の窓口にて、FAXなどで請求いただけます。

(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(〇紙)を送付希望」との旨を記載ください。)

- どこにお住まいでも、下記の県の窓口で申請いただけます。

(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時の住まいだった県になります。申請先がご不明の場合は、あらかじめご相談ください。)

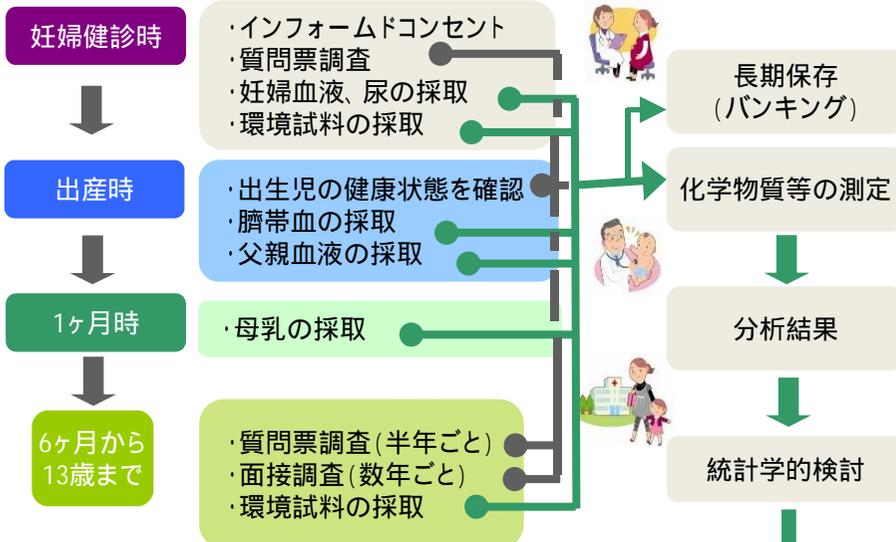
- 各県のお問い合わせも、下記の各県の窓口でFAX、お電話にて受け付けています。

(電話が通話する時間帯が異なりますので、なるべくFAXをご利用ください。)

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

- 胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期・大規模な追跡調査 -

平成23年1月から3年間で10万人の妊婦を募集・登録



子どもの成長発達に影響を与える環境要因を解明

化学物質管理の充実・強化
安心・安全な子育て環境を実現
子どもの健康に関する研究基盤を提供

進捗状況及び今後の見通し

平成24年3月までに約3万人の妊婦が参加登録
平成24年度から、福島県下におけるエコチル調査の対象地域を全県に広げ、放射線の健康影響が生じることがないかどうか見守っていくべく準備。

1. 日本全国から幅広く
2. 地域の環境要因の違いに注目
3. 対象調査地区内の妊婦の半数の参加が目標

必要な参加者数

・先天奇形など、有症率が低い症例への化学物質関与を検出するためには、最低でも10万人規模の調査対象が必要。
・有症率の高い疾患についても、低濃度で影響を及ぼす化学物質関与を十分に検出するため、10万人規模の調査対象が必要。

